



高齢者お元気予報 (第6回)

「明るく・楽しく 介護予防」地域包括支援センターだより

認知症予防の取組み「あたまの健康チェック、を実施しました！」

「認知症って高齢になってから発症するもの」と思われていませんか？ 30代・40代の若い人でも発症します。地域包括支援センターでは、脳トレカフェや認知症キャラバン・メイトの活動、小学校への啓発講座開催等を通じて、認知症への理解を深めていただく取り組みを推進しています。

令和3年度はこれらの啓発に加えて「予防、をテーマに「あたまの健康チェック、を実施しました。この事業は、MCI(軽度認知障害)および軽度認知症に関心を持っていただくことで認知症の早期発見、重症化を防ぎ、介護予防につなげていくことを目的として、電話で質問に答えていただく方法により、認知機能(物事を覚えたり、判断したりする力)をチェックする検査になります。

傾向として介護認定が開始する65～67歳の皆さんを対象に参加募集したところ、31名の方に申し込みをいただきました。(10月25日～29日実施) 10の単語を覚えて質問に答え、性別や年齢、学習年数を合わせて統計的に認知機能を測定するシステムにより判定されます。

その結果によっては、保健師による指導や助言、医療機関での受診を勧めさせていただき、重症化を予防します。今回参加いただいた方には3年間チェックを受けていただくことで傾向を確認していきます。毎年参加募集を行いますので、積極的に申し込みください。

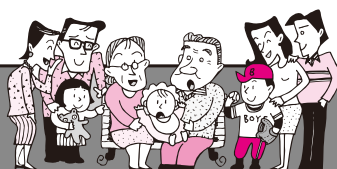
※対象年齢になられた方には、直接案内文を送付します。



☎ 地域包括支援センター(愛知川庁舎) ☎0749-42-4690

おしえてねんさん

国民年金に関する届出について



Q：役場でできる国民年金の届出って何があるの？

A：以下の表は、主に届出ができるものを記載しています。

こんなとき	●退職、または配偶者の扶養から外れたとき ●年金の費用を免除したいとき ●海外へ転出、または海外から転入したとき ●家族が死亡したとき(未支給年金の請求のみ) ●障害基礎年金を請求したいとき など
必要なもの	○資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類 (例) 資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票等 ※勤めている配偶者が65歳になったときは不要 ○年金手帳または個人番号のわかるもの ※本人・同一世帯以外の方が届出される場合は、委任状が必要です。



※届出により必要なものが異なります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

受付時間：月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く)

☎ 住民課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7692

彦根年金事務所 ☎0749-23-1116

男 女 共 同 参 画

—できることから始めよう!! とも 男女に築く 愛のまち—

「セクシュアル・ハラスメント」と「マタニティ・ハラスメント」

皆さんは「ハラスメント」という言葉を聞いたことがありますか。「ハラスメント」とは相手を不快にさせたり、相手の尊厳を傷つけたりする言動を指し、30種類以上あるといわれています。今回はその中でも「セクハラ」と「マタハラ」について考えてみましょう。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)は、職場において性的なからかいや冗談、食事やデートへのしつこい誘い、身体への不必要な接触など、相手の意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場環境が不快なものになったりすることです。被害者の多くは女性ですが、男性も被害者になることがあり、異性だけではなく同性に対するセクハラもあります。

マタニティ・ハラスメント(マタハラ)は、妊娠・出産したことや、つわりなどが原因の体調不良で休んだり、産前産後休業や育児休業の申し出や取得をしたことなどにより、事業主が解雇・減給などの不利益な取り扱いをしたり、上司や同僚などが嫌がらせをすることです。

ハラスメントを受けたと感じたら

男女雇用機会均等法では、事業主にセクハラやマタハラの相談窓口の設置や事例の周知などを義務付けています。セクハラ・マタハラで困っている場合には、ひとりで悩んだり、我慢したりせず、職場の相談窓口に相談しましょう。

また、セクハラ・マタハラを受けたときの状況を記録しておく、相談する際に具体的に伝えられ、セクハラ・マタハラの事実を証明するための証拠にもなります。

現代には多くのハラスメントが存在し、問題となっています。ハラスメント防止には、一人ひとりがその問題を自覚し、考え、対処していくことが大切です。互いを尊重することを意識しながら、みんなが働きやすい社会をつくっていきましょう。

女性の悩みカウンセリング日程変更のお知らせ

令和4年4月から、女性の悩みカウンセリングは2ヶ月に1度の開催に変更となります。相談は事前予約制ですので、希望される方はみらい創生課までご連絡ください。

☎ みらい創生課(愛知川庁舎) ☎0749-29-9046

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊄=申し込み先 ㊄=問い合わせ先

アナタを守る、三つのチカラ ～安心安全系公務員合同説明会(自衛隊・警察・消防)～

自衛隊、東近江警察署、東近江行政組合消防本部による合同説明会を開催します。

日 時：令和4年3月6日(日) 午前9時30分～午前11時30分
(※午前9時から受付)

場 所：滋賀県男女参画センター「G-NETしが」(近江八幡市鷹飼町80-4)

対 象：自衛隊員、警察官、消防隊員に興味ある方

そ の 他：参加無料、無料駐車場有り、先着30名

☎ 自衛隊滋賀県地方協力本部 近江八幡地域事務所 ☎0748-33-2103

